

## 独立行政法人国立健康・栄養研究所の評価の視点（案）概要

### 1. 評価の視点（案）の位置付け

第3期中期目標期間（平成23年度～27年度）の国立健康・栄養研究所の業務実績を評価するための指標となるもの。

### 2. 評価の視点（案）の主な内容

○第3期中期目標・中期計画の内容に合わせ、評価項目を設定。

○評価項目ごとに、第3期中期目標・中期計画に対応した数値目標及び評価の視点の改正を行い、「独立行政法人の業務実績に関する評価の視点（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会）」等も踏まえた所要の改正を行った。

### 3. 改正のポイント

○評価項目1（生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究）

・「生活習慣病予防や健康づくり施策の推進やガイドライン策定に寄与するものであるか。」等を設定。

○評価項目2（日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究）

・「わが国の栄養疫学研究の進歩や健康づくり施策の推進に寄与するものであるか。」等を設定。

○評価項目3（「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究）

・「食生活や生活習慣など、健康を総合的に考慮した健康食品の位置付け、必要な情報提供ができているか。」等を設定。

○評価項目4（研究所の研究能力の向上及び食育推進のための調査研究）

・「東日本大震災被災者への健康支援に寄与しているか。」等を設定。

○評価項目5（論文、学会発表等の促進）

・「学会発表及び学術雑誌へ発表した論文は、高い水準を確保しているか。」等を設定。

○評価項目6（講演会等の開催、開かれた研究所への対応）

・「講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、タイムリーなテーマによって適切に実施されているか。」等を設定。

○評価項目7（研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置）

- ・「研究員、研究補助員を戦略的に配置しているか。」等を設定。

○評価項目8（健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置）

- ・「調査の標準化や精度管理ならびに集計技術の高度化に配慮した取り組みが行われているか。」等を設定。

○評価項目9（社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置）

- ・「社会・行政からのニーズを把握し、研究・業務等にどのように反映しているか。」等を設定。

○評価項目10（国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置）

- ・「若手研究者の育成や共同研究の推進のために、どのような取り組みが行われているか。」等を設定。

○評価項目11（栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置）

- ・「平成27年7月のNR制度の移管完了まで、資格既取得者等に対し、移管等に係る情報を適切に提供しているか。」等を設定。

○評価項目12（情報発信の推進に関する事項を達成するための措置）

- ・「内容をわかりやすく充実したものにする取組に工夫は見られるか。」等を設定。

○評価項目13（運営体制の改善に関する事項を達成するための措置）

- ・「役員、研究部門及び事務部門の間の連絡調整、執行体制は十分に強化されているか。」等を設定。

○評価項目14（研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置）

- ・「研究及び業務チームは適切に組織されているか。」等を設定。

○評価項目15（職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置）

- ・「公募制、任期制による採用が適切に実施されているか。」等を設定。

○評価項目16（事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置）

- ・「定型的な業務については、適切に外部委託が行われているか。」等を設定。

○評価項目17（評価の充実に関する事項を達成するための措置）

- ・「内部評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。」等を設定。

○評価項目18（業務運営全体での効率化を達成するための措置）

- ・「人件費については、平成18年度から5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとした人件費改革を平成23年度まで継続し、平成24年度以降の総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すとともに、毎年度1%以上の削減を行う。」等を設定。

○評価項目19（外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置）

- ・「運営費交付金以外の競争的資金は中期目標期間中に研究資金の50%以上獲得できたか。」等を設定。

○評価項目20（経費の抑制に関する事項を達成するための措置）

- ・「コスト管理が適正になされ、効率的な資金運用につながっているか。」等を設定。

○評価項目21（その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置）

- ・「情報システム関係のセキュリティは確保されているか。」等を設定。